

総合評価落札方式で発注した工事の入札取消について

1 概要

総合評価落札方式を適用した本市発注工事について、開札後に入札参加者から問合せがあり、確認したところ、総合評価落札方式の「実施要領書」の内容に不備があり、適切な評価ができない場合があることが判明したため、入札を取り消しました。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

※ 総合評価落札方式について

入札参加者の技術力等と価格の双方を総合的に評価し、落札者を決定する入札方式で、工事の品質の向上等が期待される入札方式です。入札参加者の技術力の評価は、発注する工事ごとに「実施要領書」で定めた提出書類（技術資料）により行っています。

2 経過

平成24年6月5日（火）	入札公告及び「実施要領書」の公表
平成24年6月21日（木） ～平成24年6月25日（月）	入札書及び技術資料の提出期間
平成24年7月5日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・開札 ・開札結果通知後、入札参加者から評価結果について問合せがありました。 ・内容を確認したところ、「実施要領書」の内容不備が判明したため、同様の「実施要領書」により行っている他の入札への影響について調査を開始しました。
平成24年7月6日（金）	調査の結果、本件入札以外に、開札が終了し取消が必要な入札が1件判明したため、併せて取消の公告を行っています。

3 入札を取り消した工事名

「丸山台一丁目口径100mmから300mm配水管布設替工事」（問合せがあった工事）

「三ツ沢南町ほか3か所口径75mmから150mm配水管布設替工事」（調査の結果、判明した工事）

※ 老朽化した水道管を取り替える工事です。

4 原因

総合評価落札方式の入札に参加する際の手続きを説明した「実施要領書」において、評価項目である「配置予定技術者の施工経験」の確認のために入札参加者に提出を求める書類の説明が不十分であったため、その書類によっては施工経験の確認ができず、適切な評価ができない場合があることが判明しました。

なお、「実施要領書」のひな型は、財政局公共施設・事業調整課で作成し、工事所管局はこれを基に発注する工事ごとの「実施要領書」を作成しています。

5 今後の対応

今回の案件については、速やかに「実施要領書」を修正し、改めて入札手続を行います。

お問合せ先
財政局公共施設・事業調整課担当課長 上島 正吉 Tel 045-671-2225